

監査公表第16号（令和8年6月19日、県公報第704号登載）

本庁定期監査結果に基づく措置通知（知事部局）（令和7年度）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した本庁定期監査の結果（令和8年3月26日7監総第1623号）に基づき、知事から措置を講じた旨の通知があったので、同条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和8年6月19日

福岡県監査委員	塩川正一
同	世利洋介
同	森行一
同	渡辺美穂

福岡県監査委員 塩 川 正 一 殿
同 世 利 洋 介 殿
同 森 行 一 殿
同 渡 辺 美 穂 殿

福岡県知事 服部 誠太郎

監査の結果に係る措置について（通知）

令和 8 年 3 月 26 日 7 監総第 1623 号の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

指摘事項

対象機関名	監査の結果	講じた措置の内容
保健医療介護部 がん感染症疾病対 策課	履行延期を承認した債権（原爆被爆者援護法に基づく健康管理手当の過払い返納金）について、履行延期承認に伴う返済計画書のとおり毎月調定すべきところ、これが遅延し、一部の債権は未調定となっていた。 また、未調定の債権について、担当者が交代した際に引継ぎがなされておらず、現在まで調定を行っていないかった。	所属長は、職員に対し、今回の誤りを示した上で、同様の誤りを繰り返さないため、以下の取組を徹底するよう指導した。 <ul style="list-style-type: none">未調定の債権については速やかに調定して回収を図る。個々の履行延期承認債権についての管理表に加え、調定の失念を防ぐため、課内すべての履行延期承認債権について、一覧表を新たに作成する。調定の起案に、会計事務チェックシート（収入）を添付し、その都度一覧表に記載の債権について、調定遅延・未調定がないか確認する。決算や監査資料作成等の機会においても、改めて一覧表で進捗を確認する。未完了事務などの懸案事項についてはリスト化し、引継ぎを確実にを行うとともに、複数職員で共有する。担当者及び上司は、内部統制に係るリスク対応シートに今回の誤り及びその再発防止策を追記し、これに基づき事務処理を行う。

指摘事項

対象機関名	監査の結果	講じた措置の内容
福祉労働部 人権・同和対策局 調整課	証紙収入（その他証明手数料）について、関係資料一式が所在不明となっていた。	<p>所属長は、職員に対し、今回の誤りを示した上で、同様の誤りを繰り返さないため、以下の取組を徹底するよう指導した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 担当者は、事務処理完了後、関係資料をファイルにとじ込み整理し、決められた書架に保管する。 ・ 担当者は、ファイルを新たに作成した際は、ファイル目録を作成する。 ・ 上司は、ファイル目録に新たに作成されたファイルの情報が入力された時点で、ファイル目録と現物とに相違がないか確認する。 ・ 担当者及び上司は、内部統制に係るリスク対応シートに今回の誤り及びその再発防止策を追記し、これに基づき事務処理を行う。

注意事項

対象機関の 属する部局名	監査の結果	講じた措置の内容
環境部	雑入（行政代執行に係る徴収金）の収入未済額が、前年度に比べて2,378,042円減少しているものの、依然として多額である。	<p>本件の収入未済は、産業廃棄物処理業者の不適正処理により生じた生活環境保全上の支障のおそれを除去するために実施した行政代執行費用に関するものである。</p> <p>行政代執行事案が新たに発生しないよう、不適正処理の未然防止、早期是正を図るため、保健福祉環境事務所とともに監視指導課職員も立入検査を行う機会を設けるなど産業廃棄物処理に対する監視指導体制を強化した。</p> <p>既に発生している収入未済については、滞納者の財産調査を実施し、新たに判明した財産の差押えや一括納付が困難な滞納者からの一部納付等により、収入未済縮減に努めている。</p>

注意事項

対象機関の 属する部局名	監査の結果	講じた措置の内容
商工部	<p>小規模企業者等設備導入資金貸付金償還金の収入未済額が、前年度に比べて41,502,000円減少しているものの、依然として多額である。</p>	<p>収入未済額の縮減に向けて以下の取組を引続き実施し、一層の回収を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業継続中の延滞先に対しては、担当者が定期的に経営状況を把握し、償還を指導することにより、回収額の増額を図る。 ・ 事業を休廃止している延滞先に対しては、債権管理調査員を活用し、連帯保証人への督促や担保物件の処分を行うことにより、延滞債権の回収を図る。 ・ 回収が困難な債権については、徴収停止措置や不納欠損処理による債権整理を遅滞なく行う。 また、新たな収入未済の発生を防ぐため、定期的に貸付先の経営状況を把握し、貸付先に対して、以下の支援策を講じる。 ・ 中小企業診断士の診断結果を活用して経営改善を支援していく。 ・ 返済条件の変更や履行期限の延期により、償還を継続できるよう支援していく。

注意事項

対象機関の 属する部局名	監査の結果	講じた措置の内容
建築都市部	住宅管理使用料の収入未済額が、前年度に比べて11,300,014円増加している。	<p>住宅管理使用料の債権回収については、引き続き以下の取組を行い、収入未済額の減少を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 入居者に対しては、家賃の滞納を未然に防止するため、入居説明会や、入居後に配布する県営住宅だよりを通じて、口座振替制度の周知を行い、その積極的活用を促進する。 ・ 家賃滞納者に対しては、文書に加え、夜間の電話や訪問による督促を実施するとともに、滞納者の事情に応じて分割納付を認め、滞納家賃の徴収に取り組む。 ・ 悪質な滞納者及び連帯保証人に対しては、滞納家賃の支払や明渡しを求める訴訟を提起するなど厳正に対処することとし、収入の確保及び滞納増加の防止に取り組む。 ・ 退去した滞納者の家賃回収については、業務を委託している弁護士法人の履行状況の把握を徹底し、回収強化に取り組む。

注意事項

対象機関の 属する部局名	監査の結果	講じた措置の内容
環境部	<p>物品（キャビネット及びそのベース5セット）の購入について、1件の金額が10万円を超える場合は、見積書を徴し一括で契約すべきところ、1件の金額が10万円未満になるよう、発注を3回に分けて支払っていた。</p>	<p>所属長は、職員に対し、今回の誤りを示した上で、同様の誤りを繰り返さないため、以下の取組を徹底するよう指導した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 課内の役付会議や所属研修の際に、発注金額を分割して発注することが不適正な事務であることを認識させ、併せて財務規則及び同運用要綱の遵守を徹底することを周知する。 ・ 担当者及び上司は、財務規則及び同運用要綱の「発注金額を不当に分割して発注しないこと」の規定を遵守するとともに、疑義がある場合は制度所管課に確認を行う。 ・ 支出担当職員は財務会計事務研修を受講する。 ・ 担当者及び上司は、内部統制に係るリスク対応シートに今回の誤り及びその再発防止策を追記し、これに基づき事務処理を行う。